

各種届出 注意事項

主な届出や注意事項について
まとめています。

建設リサイクル法に基づく届出

【対象】

特定建設資材(コンクリート、コンクリートと鉄からなる建設資材、木材、アスファルト)を取り扱う次の規模の工事

- 建築物の解体工事 → 床面積の合計が80㎡以上
- 建築物の新築・増築工事 → 床面積の合計が500㎡以上
- 建築物の修繕・模様替等工事 → 請負金額が1億円以上
- 建築物以外の工作物の工事 → 請負金額が500万円以上

- 事前に、発注者から工事現場を管轄する区役所の建築課へ届出を行ってください。
- 工事の実施にあたっては、分別解体を実施し、再資源化を行う必要があります。
- 工事の終了後、元請業者から発注者へ再資源化等完了報告を行ってください。

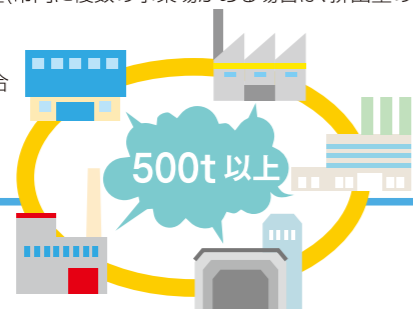
※様式等、詳しくは市ホームページをご覧ください。
【所管課：各区建築課】

多量排出事業者による届出

【対象】

多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者

- 具体的には、前年度の排出量(市内に複数の事業場がある場合は、排出量の合計)が、
- 産業廃棄物の場合 500t/年以上
 - 特別管理産業廃棄物の場合 50t/年以上
- である事業者



- 6月30日までに「(特別管理)産業廃棄物処理計画書」を提出してください。
- 計画書を提出した翌年度は、排出量にかかわらず、「(特別管理)産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を提出してください。
- 提出された計画書・報告書は、市ホームページで公表します。

※様式等、詳しくは市ホームページをご覧ください。
【所管課：市産業廃棄物指導課】

注意が必要な廃棄物 解体工事や改修工事を行うときは、事前に使用の有無を確認してください。

廃石綿等 (アスベスト)

吹き付け石綿、保温材、断熱材、スレート、Pタイルなど

PCB (ポリ塩化ビフェニル)

トランス、コンデンサ、照明用安定器など

フロン類

業務用冷凍冷蔵庫、業務用エアコンなど

■排出事業者は、元請業者です

【廃石綿等(吹き付け石綿など、飛散性があるもの)】

- 特別管理産業廃棄物に該当します。処理を適正に行うため、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を設置しなければなりません。
- 広島市内で除去工事を行う場合、石綿障害予防規則に基づく届出(労働基準監督署)、大気汚染防止法に基づく届出(市環境保全課)の他に、廃石綿等の処理に関する届出を行ってください。

※様式等、詳しくは市ホームページをご覧ください。

【石綿含有産業廃棄物(スレートなど、非飛散性のアスベスト含有建材)】

特別管理産業廃棄物には該当せず、除去工事を行う場合、上記の届出は不要です。

【所管課：市産業廃棄物指導課】

■排出事業者は、機器の所有者です(元請業者ではありません)

- 機器の所有者が、適正に保管・処理しなければなりません。
- 所有者の委託により保管場所まで運搬する場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【所管課：市産業廃棄物指導課】

■排出事業者は、機器の所有者です(元請業者ではありません)

- 機器の所有者が、適正に処理しなければなりません。

※詳しくは、広島市のホームページをご覧ください。

【所管課：広島県環境県民局環境保全課】

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

建設廃棄物の 適正処理ガイド

建設廃棄物

正しく処理して
いますか？

お問い合わせ先

●広島市環境局業務部産業廃棄物指導課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL:082-504-2225 FAX:082-504-2229

広島市 産業雇用ビジネス 検索 ごみ・環境 > 産業廃棄物

広島市

排出事業者の責務



建設工事に伴って発生する廃棄物(建設廃棄物)は、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者(元請業者)が排出事業者になります。

元請業者は、法に従い廃棄物を適正に処理する責任があります。
元請業者は、廃棄物の処理を自ら行うか、産業廃棄物処理業の許可業者に委託して行わなければなりません。
(法第3条、法第12条、法第21条の3)



下請業者は元請業者と協力し、廃棄物の適正処理に努めましょう。

注意! 下請業者は、産業廃棄物処理業の許可及び元請業者からの処理委託がなければ、法令で定める例外を除き、産業廃棄物の運搬等を行うことはできません。



不法投棄や野外焼却は犯罪です



廃棄物の不法投棄や野外焼却には、罰則が科せられます。

罰則 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人には3億円以下)の罰金又はこれの併科

処理を委託した業者が不法投棄を行った場合にも、排出事業者の責任が問われることがあります。

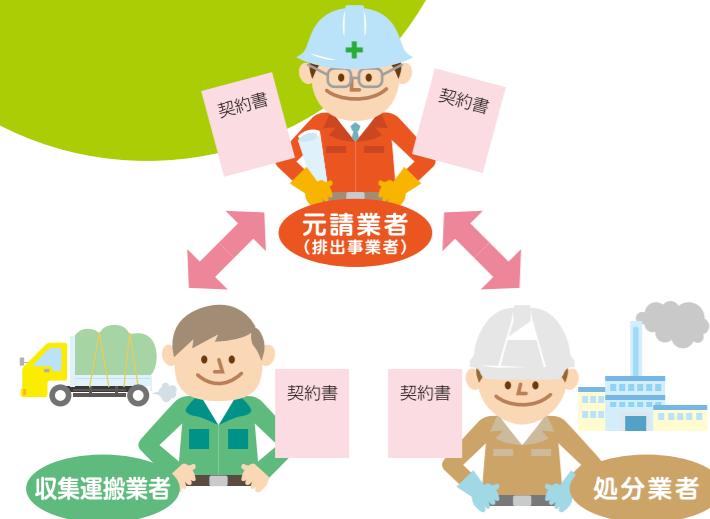
廃棄物が適正に処理されているか、最終処分まできちんと確認しましょう。



※ 法：産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律
施行令：産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
施行規則：産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

委託契約

廃棄物の処理を他人に委託するときは、委託基準を守る必要があります。
(法第12条第5項・第6項・第7項)



業者選び

処理を委託できる業者かどうか、許可証で確認してください。

- 産業廃棄物処理業の許可を持っているか
 - 収集運搬を委託する場合は、排出場所と運搬先それぞれを管轄する自治体の許可があるか
 - 委託しようとする廃棄物が、許可の品目に含まれているか
 - 委託契約期間は許可の有効期間内か
 - 委託しようとする廃棄物を、適正に処理できる能力があるか
処理施設的能力、施設や廃棄物の管理状況、埋立地の残余容量などを確認することも大切です。
 - 処理料金は適正か
極端に安い場合は、不適正処理につながるおそれがあります。複数業者から見積もりを取るなど、適正な処理料金について検討してください。
- ※許可業者の情報は、一般社団法人広島県資源循環協会のホームページ「ひろしま産廃ネット」で検索できます。
<http://www.hshigen.or.jp/pages/index.html>

契約締結

元請業者が直接、収集運搬業者・処分業者のそれぞれと、事前に、書面で契約する必要があります。

契約書に記載しなければいけない事項は法令で定められています。

産業廃棄物の種類及び量、契約の有効期間、委託者が受託者に支払う金額、事業の範囲(収集運搬・処分の別、許可品目)など
※記載しなければならない事項がすべて含まれた契約書のひな形を市ホームページに掲載していますので、参考にしてください。また、「建設廃棄物処理委託契約書」は、一般社団法人広島県建設工業協会(P5参照)などで購入できます。

契約書には、産業廃棄物処理業許可証の写しを添付しなければなりません。

確認・保存

委託契約どおりに処理が行われたかどうか、確認しましょう。

返送されたマニフェストの写し(B2、D、E票)を確認しましょう。

- 収集運搬業者・処分業者は、委託契約書のとおりか
- 最終処分まで適正に行われたか

委託契約書は、契約終了の日から5年間保存しなければなりません。

委託基準を守らなかった場合、罰則があります

例えば、産業廃棄物収集運搬業の許可を持たない下請業者に、がれき類の収集運搬を行わせると…

- 元請業者 → 委託基準違反 (法第12条第5項違反)
- 下請業者 → 無許可営業 (法第14条第1項違反)

罰則 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれの併科
〔従業員が業務上で法違反をした場合、行為者のほか、法人も罰せられます!〕

また、収集運搬を受託した下請業者(許可業者)が、他の業者に収集運搬業務を委託すること(再委託)は、原則禁止されていますので、注意してください。

廃棄物の保管

廃棄物を保管する際は、保管基準を守る必要があります。
(施行規則第8条)

積上げ高さの制限

- 屋外で容器を用いず保管する場合
 - 囲いの高さまで積上げない
 - 高さ÷底辺が1/2を超えない
- など

飛散・悪臭の発生防止等

- 飛散・流出しないよう粉塵・浸透防止対策をとる
 - 汚水が発生するおそれがある場合は排水溝を設置し、底面を不浸透性材料で覆う
 - 悪臭やねずみ・ハエ・蚊等の害虫を発生させない
- など

囲いの設置

- 囲いの構造耐力上の安全性を確保する
(対 廃棄物荷重、風圧力、地震等)
- (例)
○ブロック塀 矢板
コンクリート塀
×ロープを張っただけ
工事用バリケードを並べただけ

掲示板の設置

- 縦横それぞれ60cm以上で見やすい場所に設置する

〈掲示板の表示例〉

| 産業廃棄物の保管場所 | |
|--------------|----------------------|
| 管理者及び連絡先等 | 会社名 所在地 電話、責任者 |
| 保管する産業廃棄物の種類 | |
| 最大積上げ高さ | (屋外で容器を用いずに保管する場合) |

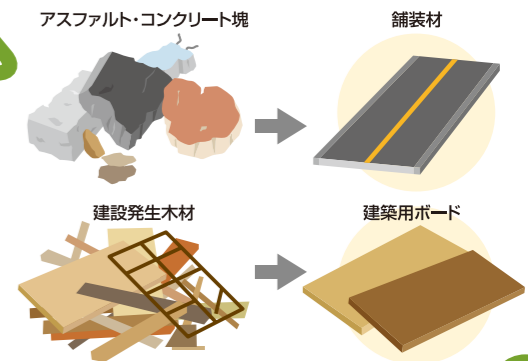
工事現場内での保管は、下請業者も排出事業者とみなされ、適正に保管されていない場合、元請業者とともに改善命令・措置命令の対象となります。

工事現場外で廃棄物を保管する場合は事前に「産業廃棄物事業場外保管届出書」を提出してください。
建設工事で生じる廃棄物を工事現場以外の場所(面積が300㎡以上)で保管する場合には、事前に市へ届け出なければなりません。
※様式等、詳しくは広島市ホームページをご覧ください。

石綿含有産業廃棄物がある場合
■仕切りを設けるなど、その他の廃棄物と混合しない措置を講じる
■覆い、梱包等の飛散防止措置を講じる

建設廃棄物のリサイクルに努めましょう!

保管場所で、適正に分別することがリサイクルの第一歩です。アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、鉄くず等の再生可能な廃棄物はできるだけ分別してリサイクルしましょう。



マニフェスト (産業廃棄物管理票)

廃棄物を引き渡す際は、マニフェストを交付しなければなりません。

(法第12条の3第1項)

交付

産業廃棄物の種類、運搬先ごとに交付してください。
記載内容を確認してください。

保存

廃棄物引渡し、運搬、処分終了後に返送されるB2、D、E票は、A票と合わせて5年間保存してください。

報告

前年度(4月~3月)に交付したマニフェストについて、6月30日までに「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を提出してください。
排出場所が広島市のものについては市へ提出してください。
※様式等、詳しくは広島市ホームページをご覧ください。

建設系廃棄物マニフェストの記載例

●必要事項を記入した上で交付してください。

●赤色の部分を記入してください。

●マニフェストは記載例の建設六団体副産物対策協議会発行のもの以外に全国産業廃棄物連合会発行のものもあります。

●電子マニフェストもあります。(問合せ先: 日本産業廃棄物処理振興センター)

罰則 があります!

- マニフェストを交付していない場合
- 規定されている事項を記載しない、又は虚偽の記載をして交付した場合

罰則 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

マニフェストの購入先

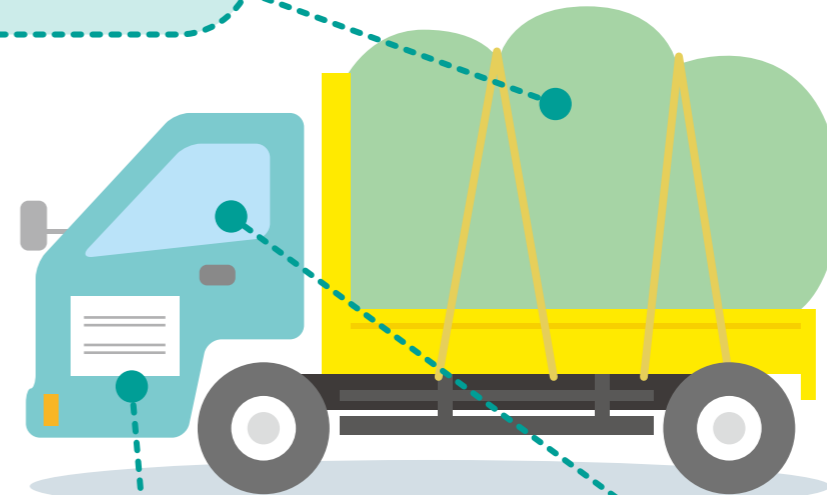
- 建設系廃棄物マニフェスト (建設六団体副産物対策協議会発行)
一般社団法人広島県建設工業協会(100セット2,500円~)
広島市中区上八丁堀8-23林業ビル6階
TEL (082)511-1430
HP <http://www.hirokenkyo.or.jp>
- マニフェスト(全国産業廃棄物連合会発行)
一般社団法人広島県資源循環協会(100セット2,500円)
広島市中区千田町3丁目7-47広島県情報プラザ4階
TEL (082)247-8499
HP <http://www.hshigen.or.jp>

廃棄物の 運搬

運搬の際は、処理基準を守る必要があります。
(法第12条第1項、施行令第6条)

飛散・悪臭の発生防止等

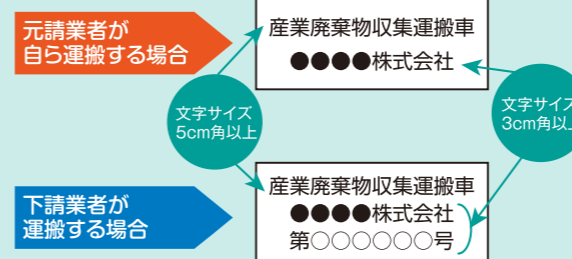
- 飛散・流出しないようにすること
- 悪臭・騒音・振動によって周辺環境に支障が生じないようにすること



車両への表示

- 下記の項目を表示
 - 産業廃棄物を運搬している旨の表示
 - 収集運搬している者の氏名、名称
 - 許可番号(下請業者が運搬する場合、下請業者の許可番号)
- 【注意事項】
 - 見やすく鮮明に、識別しやすい色で表示
 - 車両の両側面に表示
 - マグネット可

〈表示例〉



車両への書面の備え付け

元請業者が自ら運搬する場合

- 下記の事項を記載した書類
 - 氏名又は名称及び住所
 - 積載日
 - 産業廃棄物の種類及び数量
 - 積載した事業場(名称・所在地・連絡先)
 - 運搬先の事業場(名称・所在地・連絡先)

下請業者が運搬する場合

- 下記のもの
 - 【マニフェスト伝票の場合】
 - 許可証の写し
 - マニフェスト
 - 【電子マニフェストの場合】
 - 許可証の写し
 - 電子マニフェスト使用事業者証の写し
 - 登録事項の記載書面又は電磁的記録

元請業者の方へ

運搬できる廃棄物は元請業者として行っている工事に係るものに限定されます。

下請業者の方へ

原則として次の要件を満たさないときは運搬できません。

- 産業廃棄物収集運搬業の許可を持っていること
- 元請業者と運搬について委託契約を交わしていること